

社援地発 0 3 2 7 第 13 号
国 住 心 第 2 1 7 号
平 成 2 7 年 3 月 2 7 日

都道府県
各 指定都市
中核市

生活困窮者自立支援制度主管部（局）長
住宅担当部（局）長

あて

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）

平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行される。

生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）は、複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向け、福祉事務所設置自治体において、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業などによる支援を提供し、その自立を促進するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの新法に基づく事業のみならず、住宅施策を含む関係制度との連携が重要である。

一方、住宅施策において、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条に基づき、地方公共団体等は、居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を組織できることとなっている。

今般、両制度における連携について下記のとおり通知するので、各自治体におかれては、新法の趣旨や内容を理解いただき積極的に連携を進めながら、より効果的な支援を行っていただくようお願いする。また、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に対しても、この旨を周知いただくよう併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 新制度における支援調整会議等と居住支援協議会の連携

新制度においては、自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）が開催する支援調整会議（※）のほか、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワークの構築を目的とする協議会等が開催される。一方、居住支援協議会は、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下、「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的として組織されることになっている。

両方の取組をより効果的なものとするため、活動に当たっては、双方の協議内容を相互に報告・情報交換するなどの方法により、制度の目的や趣旨の理解を深めるとともに、より多様で包括的な支援が可能となるよう連携をお願いする。

（※）自立相談支援機関が開催する、生活困窮者の自立に向けた支援プランについて支援に関わる関係機関が協議、合意する場であり、その中で地域課題の解決に向けた議論も行われる。

2 自立相談支援事業と居住支援協議会の取組の連携

自立相談支援事業は、生活に困窮した者を幅広く受け止め、一人ひとりの状況に応じた支援を提供する包括的な相談窓口である。生活困窮者は複合的な課題を抱えており、とりわけ住居に関する課題を抱えている場合、居住支援協議会の取組と連携することでより効果を発揮することが可能である。

例えば、離職により住居を失った生活困窮者が民間賃貸住宅の確保が困難な場合、賃貸借契約に当たり保証人を得られない場合などは、居住支援協議会による民間賃貸住宅の情報提供、家賃債務保証会社を紹介するなど、居住支援協議会の構成員となっている不動産団体とのネットワークと連携することにより、住宅の確保に向けた支援を受けることが可能となる。

また、住宅確保要配慮者が離職により住居を失うおそれがある場合、一般就労の準備が出来ていない場合、家計再建が必要な場合などは、自立相談支援事業と連携して支援することにより、住宅を含む生活全般の包括的な支援を受けることが可能となる。

については、自立相談支援事業と居住支援協議会の取組が連携し、支援がより効果的なものとなるようお願いする。

なお、とりわけ、住宅に関する支援が含まれている場合、自立相談支援機関による自立生活のためのプラン作成の際には居住支援協議会も参画することが望ましい。

おって、相談者をつなぐ場合や協働して支援を行う場合は、相談の時点で聞

き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等について、個人情報
情報の取扱いに配慮して、本人に同意を得た上で共有するとともに、各自治体
において定める個人情報保護条例に則った対応をお願いする。

居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法（※）第10条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※） 住宅セーフティネット法は平成19年に施行

○ 概要

（1）構成

- ・ 地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・ 宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・ 居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等

（2）役割

- ・ 居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施

（3）設立状況

46協議会が設立（H27.3.16時点）[35都道府県・11区市]
 （北海道、岩手県、宮城県、山形県鶴岡市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、江東区、豊島区、板橋区、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

（4）支援

- ・ 居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
- ・ 予算額（案）：H27年度 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（2.3億円）の内数

